



発行 新潟県

第 62 号

平成25年8月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 961 免税軽油使用者証及び軽油引取税免税証の亡失届（税務課）
- 962 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 963 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 964 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 965 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 966 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 967 公共測量の実施通知（監理課）
- 968 公共測量の実施通知（監理課）
- 969 公共測量の実施通知（監理課）
- 970 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 971 道路の区域変更（道路管理課）
- 972 道路の供用開始（道路管理課）
- 973 公有水面埋立の竣功認可（河川管理課）
- 974 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）

公 告

採石業務管理者試験の実施（河川管理課）

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表（監査委員事務局）

労働委員会公告

調停申請（労働委員会事務局総務課）

内水面漁場管理委員会公告

公聴会の開催（内水面漁場管理委員会）

雑 報

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の一部改正（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第961号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証及び軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成25年8月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 免税軽油使用者証

業 種	使用者証 番 号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付 地域振興局	紛失 年月日
漁船以外 の船舶	上振税 第1205356号	平成24年 7 月 1 日 ～ 平成27年 3 月 31 日	上越市中央 4 丁目 3 - 3 秋元 誠	上越 地域振興局	平成25年 5 月 29 日

2 軽油引取税免税証

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
10 リットル	N04577479～N04577510 N04577547～N04577552	38	新潟市南区月潟498 株式会社 星野石油 新月潟給油所
50 リットル	N04577553～N04577556	4	
100 リットル	N04577511～N04577530 N04577557～N04577559	23	
500 リットル	N04577535～N04577538 N04577560	5	

◎新潟県告示第962号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、津南町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年 8 月 9 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
9月17日（火）	午後1時から4時まで	津南町総合センター
9月18日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	
9月19日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所
		上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第963号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、十日町市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年 8 月 9 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
9月19日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	十日町市全域
9月20日（金）	午前9時30分から正午まで	
9月24日（火）	午後1時から4時まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町

9月25日(水)	午前9時から正午まで	十日町市陸上競技場	
	午後1時から4時まで	吉田公民館	
9月26日(木)	午前9時から正午まで	十日町市松之山支所車庫	
	午後1時から4時まで		
9月27日(金)	午前9時から正午まで	下条公民館	
9月30日(月)	午後1時から4時まで	川治公民館	
10月1日(火)	午前9時30分から正午まで 午後1時から4時まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町	
10月2日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	十日町市松代支所車庫	
10月3日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	十日町市中里支所車庫	
10月4日(金)	午前9時から正午まで	水沢公民館	
10月5日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第964号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成25年8月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
西名目所業務地区(第二期)	新潟市北区西名目所の一部	平成25年7月31日

◎新潟県告示第965号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新潟市の葛塚土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年8月9日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

監事	新潟市北区太田4849番地	海老名 徳一
〃	〃 北区葛塚2418番地1	小川 竹男
〃	〃 北区太田2773番地	笹川 芳樹

就任年月日 平成25年7月28日

2 退 任

監事	新潟市北区嘉山6丁目2番20号	島 耕市
〃	〃 北区太田262番地1	安澤 昭一
〃	〃 北区太田4849番地	海老名 徳一

退任年月日 平成25年 7 月 27 日

◎新潟県告示第966号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成25年 8 月 9 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
村上市	村上市の地籍図及び地籍簿 南田中の一部
村上市	村上市の地籍図及び地籍簿 北大平の一部
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 市野坪町、二嘉町、葛巻町、福島町、加坪川町、葛巻一丁目の各一部
佐渡市	佐渡市の地籍図及び地籍簿 北片辺、南片辺の各一部
弥彦村	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字麓の一部
弥彦村	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字麓の一部
関川村	関川村の地籍図及び地籍簿 大字蛇喰の一部

2 認証年月日

平成25年 7 月 30 日

◎新潟県告示第967号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 8 月 9 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業(担い手育成型) 加治川地区（全換地区）（1次）確定測量）
- 2 作業期間 平成25年 7 月 29 日から平成26年 3 月 7 日まで
- 3 作業地域 新発田市 横岡ほか 地内

◎新潟県告示第968号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（環境対策課）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 8 月 9 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（1級及び2級水準測量）
- 2 作業期間 平成25年 8 月 5 日から平成25年12月20日まで
- 3 作業地域 （1級水準測量）
新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市
（2級水準測量）
柏崎市、南魚沼市

◎新潟県告示第969号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基準点測量 その他の応用測量
- 2 作業期間 平成25年7月29日から平成25年12月25日まで
- 3 作業地域 上越市（一部）

◎新潟県告示第970号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年8月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 起業者の名称
社会福祉法人恩賜財団済生会
- 2 事業の種類
新潟県済生会新潟第二病院ヘリコプター離着陸施設整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分

新潟市西区寺地字浦郷地内

- (2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性

新潟県済生会新潟第二病院ヘリコプター離着陸施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法人恩賜財団済生会新潟第二病院（以下「本病院」という。）に係る事業であることから、法第3条第24号に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業に要する経費については、起業者の支部組織として本病院を経営する社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会において理事会の承認を得て予算計上されていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本病院は、第二次救急医療機関であるとともに地域医療支援病院の承認や地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院の指定を受けるなど、地域医療を担っている。

災害拠点病院は、原則として病院敷地内にヘリコプターの離着陸場（以下「ヘリポート」という。）を有すること、やむなく病院敷地内にヘリポートの確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能なヘリポートを確保することとしている。本病院は、現在敷地内にヘリポートがないため、新潟県庁敷地内のヘリポートを使用することとしていたが、災害発生時の緊急性を考慮し、本件事業により本病院敷地の隣地にヘリポートを整備するものである。

本件事業の実施により、傷病者等を搬送する距離及び時間が短縮されるため、傷病者の身体的負担等も減り救命に努めることができるとともに、公的医療機関として広く人命救助に貢献できることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

本件事業では、起業地周辺に住宅が多いことから、ヘリコプターの運航による騒音・風害等による苦情が考えられるが、地元住民説明会により十分な理解を得ており、得られる利益のマイナス要因は極めて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを新潟市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、本病院敷地内であることが望ましいが、現敷地内での確保が不可能

であるため、新たに本病院の近接地に土地を求めるものであり、既に周囲三方向を住宅や商業施設に囲まれている現状を踏まえ、本病院の周辺3箇所を選定し比較検討した結果、本病院との距離、飛行空域の確保及び事業費の面から本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように災害拠点病院としての必要不可欠な機能の充実強化を図るものである。本病院は平成8年に災害拠点病院の指定を受けたものの、ヘリコプターから傷病者等が緊急搬送された実績はなく、その主な理由として病院敷地内にヘリポートがないことが挙げられている。

今後、いつ発生するかわからない災害時に人命に関わる救急医療の必要が生じ、道路や橋の損壊により交通が遮断された場合を想定すると、災害拠点病院として一刻を争う人命救助に素早く対応するためには、早期のヘリポートの整備が必要である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新潟市役所財務部用地対策課

◎新潟県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市水津字岩ノ尾 658 番 7 から	新	8.8～31.2メートル	132.0メートル
同市水津字石畑126番1まで	旧	7.2～31.2メートル	133.4メートル

◎新潟県告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市水津字岩ノ尾658番7から同市水津字石畑126番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月9日

◎新潟県告示第973号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立の竣功を次のとおり認可した。

平成25年8月9日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 竣功認可年月日
平成25年7月3日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所
 - (1) 名称 新潟県佐渡地域振興局
 - (2) 住所 佐渡市相川二町目浜町20番地1
 - (3) 代表者氏名 佐渡地域振興局長 佐藤 隆
 - (4) 代表者住所 佐渡市相川下戸炭屋浜町89番地3相川地区集合公舎202号
- 3 埋立区域
 - 区域1
 - その1（埋立区域1－1）
 - (1) 位置 佐渡市柿野浦923番地2地先から佐渡市柿野浦16番地1地先に至る間の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び218の地点と217の地点とを結んだ線により囲まれた区域

218の地点	佐渡市柿野浦1138番北東側に設置した図根三角点（Z2）（北緯37度57分36.1355秒、東経138度30分34.1341秒）から56度08分49秒、417.689mの地点
2543の地点	218の地点から220度09分22秒、23.138mの地点
2545の地点	2543の地点から215度57分35秒、7.907mの地点
2547の地点	2545の地点から188度36分15秒、5.795mの地点
2549の地点	2547の地点から263度38分11秒、9.717mの地点
2551の地点	2549の地点から240度08分30秒、20.747mの地点
2553の地点	2551の地点から215度17分00秒、7.592mの地点
2555の地点	2553の地点から213度23分56秒、12.057mの地点
221の地点	2555の地点から240度12分44秒、15.266mの地点
220の地点	221の地点から119度32分53秒、30.311mの地点
219の地点	220の地点から30度05分25秒、11.463mの地点
2552の地点	219の地点から33度42分28秒、10.761mの地点
2550の地点	2552の地点から37度26分35秒、6.597mの地点
2548の地点	2550の地点から38度49分54秒、18.446mの地点
2542の地点	2548の地点から43度16分08秒、28.838mの地点
217の地点	2542の地点から39度59分30秒、15.697の地点
218の地点	217の地点から307度19分22秒、14.042mの地点
 - その2（埋立区域1－2）
 - (1) 位置 佐渡市柿野浦43番地14地先から佐渡市柿野浦51番地地先に至る間の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び223の地点と222の地点とを結んだ線により囲まれた区域

223の地点	佐渡市柿野浦1138番北東側に設置した図根三角点（Z2）（北緯37度57分36.1355秒、東経138度30分34.1341秒）から64度10分47秒、310.840mの地点
2565の地点	223の地点から188度16分38秒、15.254mの地点
2567の地点	2565の地点から203度32分11秒、3.563mの地点
2569の地点	2567の地点から200度59分19秒、20.015mの地点

2571の地点	2569の地点から207度57分40秒、17.401mの地点
224の地点	2571の地点から164度38分28秒、2.322mの地点
225の地点	224の地点から108度51分38秒、13.627mの地点
2568の地点	225の地点から18度01分20秒、19.138mの地点
2564の地点	2568の地点から18度12分32秒、23.550mの地点
222の地点	2564の地点から18度26分33秒、14.142mの地点
223の地点	222の地点から292度24分04秒、13.322mの地点

(3) 面積 2,396.31㎡

4 埋立の免許年月日及び番号

平成13年4月17日 (12)新潟県相土第1934号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

佐渡市

◎新潟県告示第974号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年8月9日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 妙高都市計画道路

(2) 名称 3・4・1号 国道線

3・4・5号 石塚小出雲線

3・5・7号 新井岡川線

3・4・14号 国道18号妙高野尻バイパス線

3・4・16号 妙高杉野沢線

3・4・17号 妙高池の平線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・1号 国道線

ア 追加する部分

妙高市姫川原字宮ノ前の一部

イ 削除する部分

なし

(2) 3・4・5号 石塚小出雲線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

妙高市

小出雲字和田、字貝破見、字陣場、字長崎及び字楮ノ峪の各一部

姫川原字九十九田、字八十田、字下舟岡、字多門塚、字北山道、字南山道、字諏訪田、字堀角力及び字

宮ノ前の各一部

(3) 3・5・7号 新井岡川線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

妙高市白山町二丁目及び白山町三丁目の各一部

(4) 3・4・14号 国道18号妙高野尻バイパス線

ア 追加する部分

妙高市関川字谷内の一部

イ 削除する部分

なし

(5) 3・4・16号 妙高杉野沢線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

妙高市関川字堀ノ内、字宮林、字北原及び字箒原の各一部

(6) 3・4・17号 妙高池の平線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

妙高市関川字堀ノ内、字馬場、字雁沢及び字蟹沢の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成25年8月9日

至 平成25年8月23日

(2) 場所

ア 上越市本城町5番6号(〒943-8551)

上越地域振興局地域整備部計画調整課

イ 妙高市栄町5番1号(〒944-8686)

妙高市建設課

ウ 妙高市関川997番地(〒949-2112)

妙高市妙高高原支所

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

公 告

採石業務管理者試験の実施について(公告)

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、平成25年度(第42回)採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成25年8月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験の日時及び場所

平成25年10月11日(金曜日) 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町6番地7 新潟自治労会館 601・602会議室

2 受験手続

(1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

平成25年8月26日午前8時30分から平成25年9月25日午後5時15分まで

(郵送の場合は9月25日付け消印のあるものを有効とする。)

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成24年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成25年8月9日

新潟県監査委員	野上	信子
新潟県監査委員	小林	林一
新潟県監査委員	桜井	甚一
新潟県監査委員	石上	和男

平成24年度 包括外部監査結果に基づく措置内容 テーマ「補助金等の事務の執行について」

1 指摘に対する措置

(1) 適正な補助金等の執行

ア 補助金等に係る事務手続きについて

No.	項目	指摘の内容	補助金等名称	措置の内容
1	交付要綱等で定める「状況報告書」の提出状況について	交付要綱等で、状況報告の手段として様式を定めた「状況報告書」の提出を定めているが、「状況報告書」が提出されていない補助事業等がある。 当該補助事業等については、交付要綱等に従って「状況報告書」を提出させるべきであり、代替的手段により「状況報告書」の提出を求めないことに合理性が認められる場合は、実態に即して交付要綱等を改訂することが望ましい。	共同店舗総合支援事業費補助金	交付要綱を改正した。
2			商店街再生支援事業費補助金	交付要綱を改正した。
3			観光基盤整備事業補助金	交付要綱を改正した。
4			にいがた畜産トップブランド生産拡大推進事業費補助金	平成24年度で事業終了
5			ふるさと越後の家づくり事業補助金	事業実施要領を改正した。
6			再造林低コスト化実証補助事業	平成25年度から、交付要綱の規定に基づき遂行状況報告書の提出を求める。
7			利用間伐ジャンプアップ対策事業	平成24年度で事業終了
8			民有林造林事業（森林組合等受託施業推進事業）補助金	事業実施要領を改正した。

2 意見に対する措置

(1) 適正な補助金等の執行

ア 補助金等に係る事務手続きについて

No.	項目	意見の内容	補助金等名称	措置の内容
9	「状況報告」の定めはないが「状況報告書」の提出を受けている補助事業等について	交付要綱等上、「状況報告」の定め自体はないが、「状況報告書」の提出又は代替的手段により状況報告を受けている補助事業等がある。 当該補助事業等は、状況報告が確実になされるように交付要綱等を改訂することが望ましい。	新潟県ご当地グルメイベント開催費補助金	交付要綱を改正した。
10			新潟県魅力ある観光地づくり支援事業補助金	交付要綱を改正した。
11			担い手育成支援事業補助金	交付要綱を改正した。
12			土地改良施設維持管理適正化補助金	交付要綱を改正した。
13			棚田地域保全対策事業補助金	交付要綱を改正した。
14			農業集落排水整備事業起債償還助成	交付要綱を改正した。

イ 補助対象経費の適正性について

No.	項目	意見の内容	補助金等名称	措置の内容
15	事業費補助金の補助等	補助等の対象となる経費は、団体が行う事業費に限定	新潟県観光協会補助金	交付要綱を改正した。
16			観光振興事業補助金	交付要綱を改正した。
17	使途の確認の十分性について	実際に交付した補助等の金額及び内容を各種帳簿記録及び支出証憑と照合し、交付要綱等に定められた経費の範囲において補助金等が使用されているか検証することが望ましい。	新潟県旅館生活衛生同業組合補助金	平成24年度実績報告から検証を実施する。
18	県派遣職員人件費を含む補助金等について	「にいがた産業創造機構運営費補助金」については、新潟県出資法人経営評価委員会の「平成22年度出資法人見直し最終評価結果」（平成22年12月17日）を踏まえた検討を進めるべきである。	にいがた産業創造機構運営費補助金	出資法人経営評価委員会の意見を踏まえ、法人の自主的運営確保等の観点から、法人の裁量において弾力的な運営が可能となるよう交付金制度に移行したほか、県派遣職員の一部引き揚げを実施している。

ウ 補助金等の算定方法について

No.	項目	意見の内容	補助金等名称	措置の内容
19	対象経費の負担に留意すべき補助金について	青年農業者等育成センターが実施する就農支援資金貸付金に対し、「貸倒引当金の積立に要する経費」を補助対象としている。貸倒リスクの顕在化抑制と県の更なる財政負担の回避のためにも、関係機関と連携して借受者の経営状況の把握に努めてもらいたい。	青年農業者等育成センター補助金	毎年度実施している「新規就農者経営状況調査」にて、経営状況に問題があると判断された借受者に対しては、補助金交付団体と連携して経営指導等を行い、これまで貸倒れは発生していない。さらに、平成24年度から同調査の対象を拡大したほか、補助金交付団体に一層債権管理に留意するよう指導を行い、借受者の経営状況等の把握に努めている。

(2) 効果的な補助金等の執行

ア 各事業の効果測定等について

No.	補助金等名称	意見の内容	措置の内容
20	新潟県中小企業連携組織対策事業費補助金	事業の目的は「中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進すること」であり、効果測定にあたっては、取組実績だけでなく活動の成果を把握することも検討されたい。	補助事業により指導を受けている団体の中から任意に抽出した団体に対し、指導の効果・成果等の聞き取りを行うなどして、事業全体としての効果を客観的に評価していく方法を検討する。
21	小規模事業経営支援事業費補助金	事業の目的は「地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与すること」であり、効果測定にあたっては、取組実績だけでなく活動の成果を把握することも検討されたい。	補助事業により指導を受けている企業・事業者の中から任意に抽出した者に対し、指導の効果・成果等の聞き取りを行うなどして、事業全体としての効果を客観的に評価していく方法を検討する。
22	産地の経営環境改善事業補助金	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。	補助事業終了後、外部の専門家で構成される「補助事業計画審査委員会」の評価を受けるなど、事業全体の効果を客観的に評価する方法を検討する。
23	共同店舗総合支援事業費補助金	事業区分が複数あることから、事業区分毎の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。	事業区分毎の取組実績等を踏まえ、事業全体としての効果を客観的に評価していく方法を検討する。
24	買い物利便性向上モデル事業費補助金	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。	交付先毎の取組実績等を踏まえ、事業全体としての効果を客観的に評価していく方法を検討する。
25	商店街再生支援事業費補助金	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。	交付先毎の取組実績等を踏まえ、事業全体としての効果を客観的に評価していく方法を検討する。
26	新潟県観光協会補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	取組の実績を把握し、観光振興への事業効果に関する適切な分析・評価方法について検討する。
27	新潟県旅館生活衛生同業組合補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	取組の実績を把握し、観光振興への事業効果に関する適切な分析・評価方法について検討する。
28	観光振興事業補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	取組の実績を把握し、観光振興への事業効果に関する適切な分析・評価方法について検討する。

No.	補助金等名称	意見の内容	措置の内容
29	新潟県農林水産業総合振興事業費補助金	農林水産業の総合的な振興を目的として、多種多様な事業により構成されているため、事業種目毎に、効果測定の方法も異なり、事業全体としての効果測定が難しい。事業細目毎に取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、その目的や内容に応じた効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。	各交付先の取組実績に基づく事業全体の評価方法について検討し、平成25年度内を目途に結論を得る。
30	担い手育成総合支援協議会設置事業費補助金	「研修会等の開催回数」及び「研修会等参加者数」以外にも、事業の目的として、経営体の体質強化や売上の向上を上げていることから、「研修会開催」後の活動の成果を把握することも検討されたい。	平成24年度で事業終了
31	農地面的集積促進事業（農業経営継承円滑化事業）費補助金	事業目的は「意欲ある若手に農地が集積される仕組みづくり」であることから、継承円滑化計画作成のための、集落検討会や研修会等を開催した活動の成果を把握することも検討されたい。	平成24年度で事業終了
32	中山間地域広域連携等活性化支援事業費補助金	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。	各交付先の取組実績に基づく事業全体の評価方法について検討し、平成25年度内を目途に結論を得る。
33	中山間地域等パートナーシップ確立支援事業費補助金	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。	各交付先の取組実績に基づく事業全体の評価方法について検討し、平成25年度内を目途に結論を得る。
34	園芸生産・流通対策事業費補助金	事業の目的は「果樹、花き、葉たばこの生産振興や販売促進による園芸産地の発展と園芸農家の安定経営」であり、効果測定にあたっては、取組実績だけでなく活動の成果を把握することも検討されたい。	各交付先の取組実績に基づく活動成果の評価方法について検討し、平成25年度内を目途に結論を得る。
35	農産物海外フロンティア開拓支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	平成24年度で事業終了
36	クロアワビ種苗生産支援事業費補助金	補助金額（補助率）は、交付要綱上定めているものではなく、佐渡市との協議・合意により決定している。その結果、H21年度以降、運営費収支不足額全額補助から、1/2 補助に変更している。従って、佐渡市のクロアワビ運営事業の評価に留意されたい。	佐渡市が実施するクロアワビ運営事業について、生産状況の進捗に関して佐渡市と情報共有しながら、事業費の執行状況に関しても把握・分析し評価するとともに、技術的な指導を継続する。
37	担い手育成支援事業補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
38	土地改良施設維持管理適正化補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。

No.	補助金等名称	意見の内容	措置の内容
39	県単農業農村整備事業補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
40	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業助成費	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
41	地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
42	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
43	基幹水利施設管理事業補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
44	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農用地等集団化事業）	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
45	棚田地域保全対策事業補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
46	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（里地棚田保全整備事業）	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
47	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
48	農村振興総合整備事業	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	これまでどおり事業の成果や取組実績について実績報告書等による把握を継続し、平成25年度から事業実施地区でのアンケート調査により事業効果を分析する。
49	建設業経営相談等支援事業補助金	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。	相談件数及びセミナー等の参加者数等により、引き続き事業の成果や取組の実績を把握するとともに、平成25年度から、政策指標である利益率の向上に対する効果を検証する。
50	Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金	早急に事業の効果測定方法を策定する必要がある。	事業成果を把握できる効果測定方法を検討し、平成25年度内に策定する。

労働委員会公告

調停申請について（公告）

平成25年7月23日、新潟県厚生連労働組合から、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第3号の規定による調停申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第7条第2項及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年8月9日

新潟県労働委員会

会 長 西 野 喜 一

- 1 関係当事者
組合側 新潟県厚生連労働組合
使用者側 新潟県厚生農業協同組合連合会
- 2 関係公益事業 労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する医療事業
- 3 調停申請事項 労使協定

内水面漁場管理委員会公告

内水面における漁場計画樹立に係る公聴会の開催について（公告）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年8月9日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 永井泉

- 1 日 時 平成25年8月19日（月）
午後10時30分から午後12時00分まで
- 2 場 所 新潟市中央区新光町6-2
勤労福祉会館2階研修室1、2
- 3 公聴する事項
内水面における共同漁業権の漁場計画設定について

雑報

◎公立大学法人新潟県立看護大学告示第3号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成25年4月1日公立大学法人新潟県立看護大学告示第2号）の一部を次のように改正し、平成25年9月1日以降に実施する試験から適用する。

平成25年8月9日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 渡邊 隆

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
(略)				(略)			
県立看護大学大学院入学試験	(略)			県立看護大学大学院入学試験	(略)		
県立看護大学事務局職員採用試験	種目別得点、総合ランク	選考考査の結果(合否)通知日から1か月間	県立看護大学総務課				